

一般社団法人輝水会 令和3年度定例経営委員会議事録（謄本）

開催日時	令和3年6月15日（木） 15：05～
開催方法	経営委員会規程第13条第2項に基づく Web 会議システム （利用サービス名：Zoom ミーティング）
出席（参加）委員	○三嶋完治（個人宅）、藤井か代子（ディサービス夢子 事業所）、 細田満和子（出張先）。○は委員長。
欠席委員	無
オブザーバー参加	手塚由美理事長（一般社団法人輝水会事務所）
議事録作成者	三嶋完治

定刻、委員長三嶋完治は、本日 Web 会議システムにより、出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一同に会すると同時に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認の後、定例経営委員会の開催を宣し、以下の審議に入った。

議題及び概要

審議事項

（1）令和2年第9期定時社員総会招集の件

手塚理事長より、令和4年5月14日開催された令和4年度第1回通常理事会において、令和3年第10期定期社員総会の日時・場所、議案等は以下のとおり承認され、定例社員総会に諮る。

記

日時：令和3年6月25日（土）13：00より

場所：東京都世田谷区奥沢8丁目30番10号

本部事務所 エレメンタルスタジオ内

定例社員総会閉会后引き続き令和4年度第2回通常理事会開催。

【決議事項】

第1号議案 令和3年第10期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）事業報告及び計算書類承認の件

第2号議案 任満了に伴う理事選任の件

第3号議案 任満了に伴う監事選任の件

第4号議案 理事1名選任の件

以上

(2) 令和3年第10期事業報告及び決算報告並びに監査報告の件

手塚理事長より、概要として今期も新型コロナウイルス感染症が収束していない状況であっても、公益目的事業について前期以上の参加人数を継続できた。またこれについて、世田谷区の外郭団体及び住友生命健康財団より高い評価を得た旨の報告があった。

三嶋委員長より、このことは当法人が公的(公共)な福祉サービスだけに頼らない、自由で自発的活動に主眼を置いた地域の健康づくり(利用者の要望を受け=公益)が評価されたと考え、このことが新公益法人制度の趣旨である『民による公共の増進』に繋がっていると考え。

(3) 当法人新体制(理事1名選任)の件

手塚理事長より、令和4年度第1回通常理事会において、任満了する小川理事に代り理事候補として荒殿公枝氏(以下、「同氏」)を推挙した旨の説明があった。同氏は、前期リハ・スポーツ教室に夫の介助者として参加したことで、リハビリに対する考え方が大きく変わり、障害当事者、その家族がサービスを受ける側から公益事業に加わりたい旨の説明があった。

三嶋委員長より、当法人の事業活動はQOLの向上を重視し、スポーツを通じた健康教育(教育目的性)と福祉を融合し、社会生活の自立を目的とした健康づくりに特化し実施している。

手塚理事長より、新体制において同氏及び井筒理事は教室に実際参加し、あらたな“希望”を見出した旨の説明があった。はじめから障害があるから「できない」と決めつけるのではなく、脳に損傷があったとしても新たな能力を身につけることは可能であり、本人に対し一方的に結論づける姿勢ではなく、本人の自己有用感や肯定感を向上させるために“きっかけ”や“場”の提供、“その気”にさせる行動変容についても同氏及び井筒理事は自ら体験しており、このことが当法人の“強み”と考える。

(4) 今後の事業活動の展開の件

当法人では設立以来この10年、自由で自発的な活動に根差す民間が担う公共の

役割（誰のための事業か）を踏まえ事業活動を進めている。

そのため当法人では、新公益法人制度の趣旨に沿って障害者総合支援法第1条（目的）後段に定める『障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。』の条文に従って事業活動を考えている。

さらに、同条文に掲げている『地域社会（＝地域コミュニティ）の実現』に対し、スポーツ基本法前文に定める『スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利』（スポーツ権）に則り当法人では、

- ① 『スポーツを通じて』（健康教育の教材として）
- ② 『スポーツを一緒に楽しむ文化』（当たり前なことが、当たり前のできる＝ノーマライゼーション思想）
- ③ 『社会の新しい価値の創出』（サステナブルの社会）
- ④ 『対等』（地域住民が平等にすべての社会活動に参加できる地域社会の形成）

これらを4つにまとめ、定款第3条（目的）に掲げている。教育、スポーツを通じその人のプラス面を重視し、マイナス面もプラス面に取り込む姿勢。すなわち、その人と出会った時点がゼロであり、それをいかにプラスに持って行く考え方は、これまで障害者福祉（支援）の概念になかった支援技術の斬新的手法になった。

これを当法人では、『スポーツが持つ可能性と障害者支援の融合』と位置づけ、平成26年度から厚労省から文科省に移管した障害のある人のスポーツ支援体制について、両者の隙間を埋めていくことを視野に事業活動を進めている。

このことを、令和3年第10期事業報告VI次期事業計画及び今後の展望に、教育、スポーツ等を通じ人生を生き抜く力を身につけ、その力を磨くため『人間的成長』（豊かな人間性を育む「生きる力」－「受け身」から「発信者」）を目標にする。ところで当法人が考える支援とは、『その人の努力（輝く姿）』を支援することを考えた。したがって一方向の支援ではなく、障害のある人、ボランティアをはじめ本事業活動に携わる全ての人を対象であると記している。

このことを理解した上で手塚理事長より、令和4年度は二つの助成事業を展開する旨以下のとおり説明があった。

一つ目、『スミセイコミュニティスポーツ推進助成事業』について、平成7年からスポーツ庁が推進している「総合型地域スポーツクラブ」は、身近な地域で誰でも参加できる地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ構想である。

世田谷区でも八つのクラブがあるが、障害のある人を対象にしたクラブは一つもない。仮にあったとしても敷居が高く気楽に参加することができない状況である。当法人は前期から助成を受け、リハビリテーション・スポーツ教室を実施、高く評価された。

当期2年目を迎えさらに一步前進して、日本女子体育大学と世田谷社協とコンソーシアムを組んで障害のある人でも気楽に参加できる地域のコミュニティスポーツを形成して行く。他方当法人では、昨年スポーツ庁が主管する Sport in Life コンソーシアムに認定されている。

この趣旨は、競技に勝つことだけでなく、「楽しさ」、「喜び」もスポーツの要素である認識から国民のスポーツ実施率70%（障害のある人は40%）を目指していく施策で、当法人ではスポーツ庁に対し、障害のある人にも気楽に参加できる、あたらしい総合型地域スポーツクラブの事例発表し、優良事例の表彰と将来的には、国の委託事業に発展していく旨の説明があった。

ところでこれまで当法人では、「リハビリテーション・スポーツ教室」の名称で事業活動してきたが、当期からは井筒理事が命名した『レジリエンス・スポーツ®』に統一した。レジリエンスには、「過去と違う現在に、再び適応するような自らのあり方」を意味し、「障害により挫折した人生を起点に、その『いま・ここ』に適応するために、自らの生き方をどのように変えて行くか」という考え方を含んでいる。そこで当法人は、公益目的事業全体の概念として命名した井筒理事が中心となり『レジリエンス・スポーツ®』を学際的研究と普及啓発して行く。

二つ目、『自賠責運用益拋出事業』について、周知のとおり、交通事故の被害者救済を主な目的として1955年に制定された自動車損害賠償保険法第28条の3（準備金）には、被害者保護の増進に資する施策の活動を定めている。

日本損害保険協会では、各保険会社からの運用益の拋出を受け、1971年より自賠責保険運用益活用事業の運営を実施しているが、「自動車事故被害者対策」の一環として、被害者の生活を支援するための研究事業として、当法人では当期から3年間助成金の支給を受けるようになった旨の説明があった。

本研究では、当期から水中環境での運動を中心としたスポーツ活動プログラムによる交通事故等により脳損傷者（高次脳機能障害を含む）及びその家族、支援者の心理的回復プロセス並びに地域における支援システムの構築に関する研究を実施する。

本研究では、回復期リハビリ病院及び専門医の協力のもと、

- ① スポーツが心の変化をもたらすリハビリに応用されるケースは極めて少ない中、研究は新奇性が高いと考えられる。
- ② 脳損傷による高次脳機能障害のある人は、その特性として易疲労性を訴える人が多い中、継続したスポーツを行う事により、基本的な体調管理と易疲労性の改善が図れる可能性がある。

本研究はこれらの点について実証し、『高次脳機能障害とスポーツとの関連』について、専門医の医学的エビデンスの取得により、学際的に解明して行く（全国に積極的に公開）。

三嶋委員長より、手塚理事長の説明を受けて、この二つの助成事業について障害のある人及び生活機能に課題のある人を対象とした、体育大学及び専門医並びに医療機関の協力を得て、教育、スポーツ等を通じ、当事者、その家族、そして支援者の心の変化を探っていくものであり、当法人はわが国でもまれな学際的研究に舵を切ったことが言える（公益目的事業に特化した事業活動）。

### 【重要な審議事項】

これらの公益目的事業を東京都の担当官も評価し、令和4年度事業計画書（2頁）及び令和3年度第10期事業報告（11頁）には、『東京都において公益認定を所管する東京都生活文化局の当法人担当者と、今期中に公益認定を済ませることを確認している』と記載した。それを受け令和4年6月6日付け一般社団法人輝水会令和3年度定例経営委員会招集通知書にも、公益認定を前提に今後の法人運営について審議を予定にしていたが、令和4年6月9日手塚理事長から重大な報告があった。

それによると、これまで担当官とはコロナ禍の影響もあり、すべてメールのやり取りで公益認定申請を済ませ、書面記載のとおり、今期中に公益認定を済ませることを確認した旨を三嶋委員長も確認している。

ところが手塚理事長より方向転換を余儀なくされた旨の報告があった。このことについては以下のとおりになる。東京都の担当官より急遽「経理の担当者又は会計士と一緒に来庁して欲しい」との要請があり、令和4年6月9日、経理に詳しい社員と会計士の帯同を受け来庁した。東京都側も、当法人を担当官、そして当法人の財務状況をチェックする二人の担当官も同席した上で面談になった。

面談の冒頭「公益目的事業に関して、何ら問題はないが、一つだけ懸念材料がある。それは予算規模（経理的基礎）が小さ過ぎる。少なくともあと10倍の規模（経常収益）が必要であり、このままだと公益認定等審議会は通らないであろう」旨の報告があった。さらに、「今（この3年間）は助成金等で経理的基礎は満たしているか、今後助成期間は切れた後は不透明であり、その他の事業で予算を固める方法もある」との旨報告もあった。

三嶋委員長より、そもそも公益認定申請の審査基準を「公益認定基準」という。公益認定基準は、公益認定法第5条に定める18項目をすべてクリアすることが前提となる。当法人は、設立当初から公益認定基準のうち、2項目の「経理的基礎」だけが懸念材料であった。それでも少ない事業資金を、純然たる事業を実施するための運営費だけで費やし、この10年間法人を保ってきた。

当法人は、新公益法人制度の趣旨に沿って法人運営しているが、今回面談の報告を受け、行政庁の担当官の物の考え方に愕然とし同時に経理的基礎とは、「財務状況の健全性、財産の管理運用面について役員の適切な関与、税理士等経理事務の専門家による適切な情報開示等」を指しているものの、些かギャップがあることを知った。

担当官が指摘した経理的基礎について、600万円の基金の使われ方を問題視されたと推察できる。当時三嶋委員長も常務理事として基金に対して積極的に関与し、その後の事業活動の基礎になったこと自体は言えるが、「管理運用面」については不十分だったことに対しては否めない（専門の経理事務を置いていない等）。

今後公益認定等審議会に諮問し、その答申に基づき認定を受け前に、担当窓口から指摘を受けた経理的基礎について、当法人の基本的方針をまとめることを理事会に対して具申する必要がある。

三嶋委員長より、当法人は設立以来公益目的事業以外のその他の事業を一切考えて来なかった。その結果当法人が実施している公益目的事業については、世田谷区の外郭団体及び民間の支援財団、東京都、スポーツ庁（認定）も高く評価している。

公益認定法における不特定多数性（公益）が認められるには、①社会全体に対して利益が開かれているか。②受益の機会が、一般に開かれているか。この二つの要件を満たしてはじめて公益認定になる。そのため、経理的基礎の不備は猛省するとともに、今後公益認定有無の前に、当法人が健全に法人運営のための経常収益に関しては、真摯に基本的方針を策定する必要がある旨意見を提示した。それに対して、藤田委員及び細田委員も賛同した。

続いて細田委員より、公益社団法人日本フィランソロピー協会が実施している『遺贈寄附』について情報の説明があった。この寄附行為は、同協会以外に日本財団も行っており、ファンドレイジングは有効な資金集めとして経常収益（＝経理的基礎）について、理事会において基本的方針をまとめ、実施することの改善提言をする。

三嶋委員長より、東京都の担当官が言っている「10倍の規模等」は、法的には何ら根拠がないものの、例えとして重要な指摘である。つまり、未来永劫法人として存続しなければ、公益の要件である、「社会全体に対して利益が開かれているか」や「受益の機会が、一般に開かれているか」が満たされないものになる。従って公益認定の前に、経常収益（事業資金）をいかに増やすかも真摯に考えなければならない。

#### （5） 経営委員再任の件

三嶋委員長より、「重要な審議事項」でも審議したように、今回公益目的事業（公益認定基準で最も重要な事項）では評価を得たが、“ただ良いことをやっている法人”という側面が露呈した形になった。

同時に法人として役員の職務分掌が曖昧になったことも否めない（すべて理事長マター）。

当法人定款第35条（経営監視事項）1号において、「法人経営の基本原則の遵守に関わる組織、体制、制度等らについての改善提言等」を定めている。

当法人設立以来の“理念”として「補助金等にあまり頼ることなく自ら事業資金を調達し、『民による公益の増進』による活力ある社会の実現に資することを履践する

とともに、社会における助成金、寄附文化の醸成に寄与する」ことを目的としている。

他方これまで疎かにあった積極的な資金集めや“ただ良いことをやっている”ことに終わらせず、その効果を社会全体に発信する努力が必要であることに気がついた。経営委員会は、独立した見地により適正性・適法性を判断することを信条とし、理事会の諮問機関である。このことは、理事や法人を護る機能にもなる（自律的ガバナンスが効いている）。言い換えると、理事会事務局より諮問し、答申するという従来の諮問機関でなく、当法人の理念を理解した上で独立した見地よりそれぞれ大所高所から審議することにある。

令和3年第10期定時社員総会の終結をもって任期が満了する。三嶋委員長より事前に内諾をもらったが、引き続き再任を要請し、細田委員、藤田委員はその場で就任を承諾した。当法人定款第34条第1項の規定に基づき、経営委員の再任について令和4年6月25日開催予定している理事会に諮り、決議をもって決定する。

以上をもって、本日の議事を16時00分終了し、本日のWeb会議システムを用いた定例経営委員会は、終始異常なく議題の審議を終了した。

上記議事の経過及び結果を明かすためにこの議事録を作成し、委員は記名捺印する。

令和4年6月15日

委員長 三嶋 完治 ⑩

委員 細田 満和子 ⑩

委員 藤田 か代子 ⑩

※本書面は、令和4年6月15日開催令和3年度定例経営委員会議事録の謄本です。